

時新報記者吉井果、今日迄労働者修ニ於テハ新報社
ハ資本家ノ味方ニシテ常ニ労働者ヲ敵トシ居ルカ如
キ誤解ヲ招キ居タリ吾人記者固ハ快シテ斯ノ如ク奉
レ居ラス労働者ノ味方ナル事ヲ承知セラレタシ亦吾
々記者モ一労働者ニ外ナラズ此ノ意味ニ於テ諒解ア
ラン事ヲ望ムト挨拶シ之ニ對シ鈴木文治ハ一場ノ謝
辞ヲ述べ直チニ十八日會員担ニ係ル會費一名一月三
十錢ニテ晚餐ヲ共ニシ雜談禮ニ午後七時散會セリ
右 及 申 (通) 報 候 也

(別紙)

決 議

國際労働總會開カレテ以來茲ニ七ヶ年 而シテ同總會ニ於テ本
議致サレタル案約案ニテ 勸告案ニテ四ニ及ンデ居ル然レ日本及
亦ハ此案約案ニ親テハ重要ナル批准スラヌトシテ至ラズ勸告案ニ未
テ之強シト何等ノ措置ソ講スルニ至ラナイコトアリ一然レニ殊ニ華武領
第一回労働總會ニ於テ採決セラレタル八時間労働制、婦人十思夜
業禁止等ノ諸案約案ニ全總會ニ出席セラレタル政府代表及ハ雇傭
者代表ノ一致ヲ以テ贊成シタル處ニシテ而スハ將同制ノ案約ノ如キ政府
自ラ印度トモニ特殊國トシテノ取扱ヲ要求シ案約案トシテ擬案ニ其ノ案
概テ誓約シタル事ハ記録ノ明示スル處デアル然レニ改竄ハ之ノ忠
案ニハ履行ヲ怠リ特殊國トシテ九時間ノ時間制ヲ始メレシテ至